

概 要

今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向 ～ゴールドプラン21～

- 平成12年(2000年)には世界最高水準の高齢化率となる中で、高齢者保健福祉施策の一層の充実を図るため、新たなプランを策定。

1 プランの基本方向 (基本的な目標)

- | |
|---|
| <p>I 活力ある高齢者像の構築
「高齢者の世紀」である21世紀を明るく活力ある社会とするため、可能な限り多くの高齢者が健康で生きがいをもって社会参加できるよう、「活力ある高齢者像」を構築する。</p> <p>II 高齢者の尊厳の確保と自立支援
要援護の高齢者が自立した生活を尊厳をもって送ることができるよう、また、介護家族への支援が図られるよう、在宅福祉を基本として、介護サービス基盤の質・量両面にわたる整備を進める。</p> <p>III 支え合う地域社会の形成
地域において、介護にとどまらず、生活全般にわたる支援体制が整備されるよう、住民相互に支え合うことのできる地域社会づくりや高齢者の居住環境等の整備に向けて積極的に取り組む。</p> <p>IV 利用者から信頼される介護サービスの確立
措置から契約への変更が利用者本位の仕組みとして定着するよう、利用者保護の環境整備や介護サービス事業の健全な発展を図り、介護サービスの信頼性を確立する。</p> |
|---|

(プランの期間)

平成12年度から平成16年度までの5か年。状況の変化に応じて適宜見直し。

2 今後取り組むべき具体的施策

介護サービス基盤の整備と生活支援対策等を車の両輪として実施する観点から、以下の事業の適切な実施に努力。また、地方公共団体の自主事業を支援。

(1) 介護サービス基盤の整備

～「いつでもどこでも介護サービス」～

- ・人材確保と研修強化
- ・介護関連施設の整備
- ・施設処遇の質的改善

(2) 痴呆性高齢者支援対策の推進

～「高齢者が尊厳を保ちながら暮らせる社会づくり」～

- ・痴呆性老人グループホームの整備
- ・痴呆介護の質的向上
- ・権利擁護体制の充実

(3) 元気高齢者づくり対策の推進

～「ヤング・オールド作戦」の推進～

- ・総合的な疾病管理の推進
- ・地域リハビリテーション体制の整備
- ・生きがい、介護予防、社会参加の推進

(4) 地域生活支援体制の整備

～「支え合うあたたかな地域づくり」～

- ・あたたかな地域社会づくりの支援
- ・生活支援サービスの充実
- ・居住環境等の整備

(5) 利用者保護と信頼できる介護サービスの育成

～「安心して選べるサービスづくり」～

- ・情報化と利用者保護の推進
- ・多様な事業者の参入促進
- ・福祉用具の開発・普及

(6) 高齢者の保健福祉を支える社会的基礎の確立

～「保健福祉を支える基礎づくり」～

- ・長寿科学の推進
- ・福祉教育の推進
- ・国際交流の推進

3 平成16年度における介護サービス提供量

各地方公共団体が作成する介護保険事業計画における介護サービス見込量の集計等を踏まえ、平成16年度における介護サービス提供の見込量は下記のとおりである。

(訪問系サービス)

区 分	(新G.P目標) 平成11年度	平成16年度
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	— 17万人	225百万時間 (35万人) [※]
訪問看護 訪問看護ステーション	— 5,000か所	44百万時間 (9,900か所) [※]

(通所系サービス)

通所介護(デイサービス)／ 通所リハビリテーション(デイケア)	— 1.7万か所	105百万回 [※] (2.6万か所)
------------------------------------	-------------	---------------------------------

(短期入所(ショートステイ)系サービス)

短期入所生活介護／ 短期入所療養介護	— 6万人分 (ショートステイ専用床)	4,785千週 (9.6万人分) (短期入所生活介護専用床)
-----------------------	---------------------------	--------------------------------------

(施設系サービス)

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	29万人分	36万人分
介護老人保健施設	28万人分	29.7万人分

(生活支援系サービス)

痴呆対応型共同生活介護 (痴呆性老人グループホーム)	—	3,200か所
介護利用型軽費老人ホーム (ケアハウス)	10万人分	10.5万人分
高齢者生活福祉センター	400か所	1,800か所

注1：平成16年度()の数値については、一定の前提条件の下で試算した参考値である。

注2：介護療養型医療施設については、療養型病床群等の中から申請を受けて、都道府県知事が指定を行うこととなる。

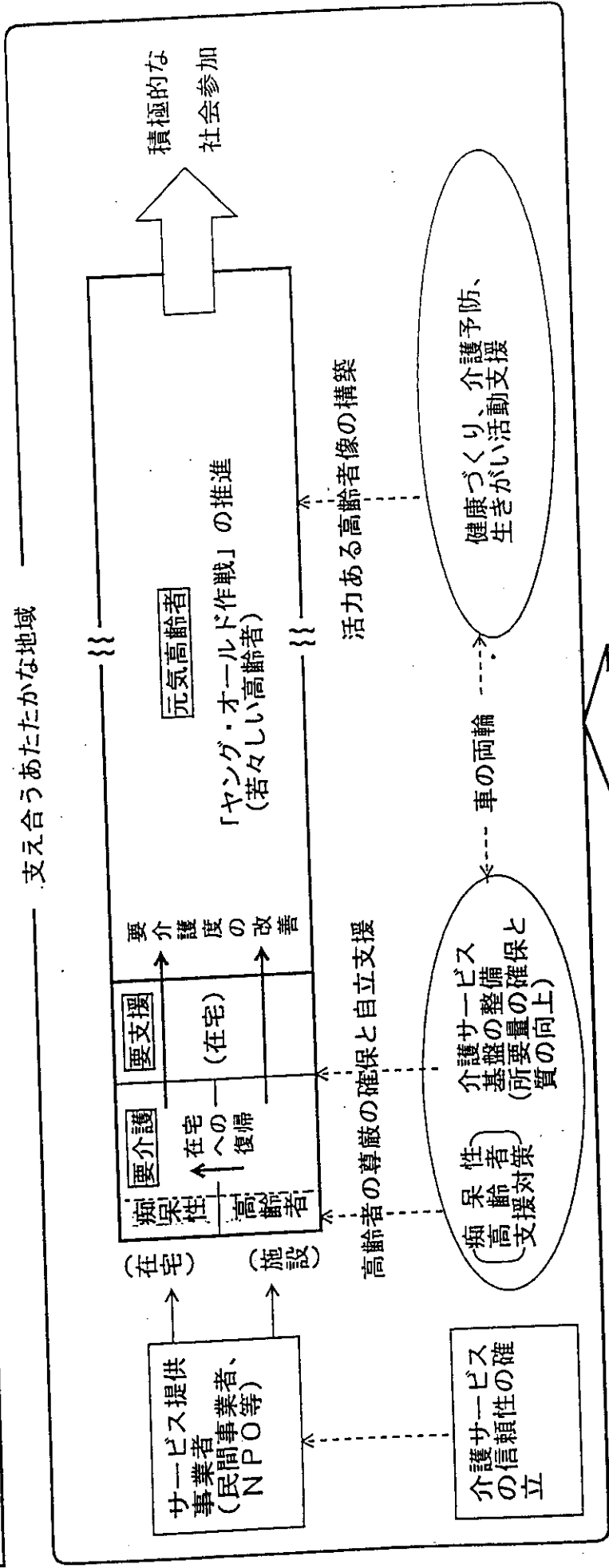
〔平成11年12月
大蔵・厚生・自治
により合意〕

参考

ゴールドプラン21（仮称）の施策の概要図

- 1 介護サービス利用者から高齢者の尊厳の確保と社会からの信頼される介護サービスの確立
- 2 痴呆性高齢者の在宅への復帰
- 3 痴呆性高齢者の在宅生活の確保
- 4 痴呆性高齢者の生活保護と健康福祉を支える社会的基盤の整備
- 5 痴呆性高齢者の生活保護と健康福祉を支える社会的基盤の整備
- 6 痴呆性高齢者の生活保護と健康福祉を支える社会的基盤の整備

基本的な目標
 活ある高齢者の尊厳の確保と社会からの信頼される介護サービスの確立
 高支え高齢者から高齢者の尊厳の確保と社会からの信頼される介護サービスの確立
 高支え高齢者から高齢者の尊厳の確保と社会からの信頼される介護サービスの確立
 高支え高齢者から高齢者の尊厳の確保と社会からの信頼される介護サービスの確立



高年齢者の保健福祉を支える社会的基盤（福祉文化）の確立

長寿科学技術、介護に対する理解、高齢者・障害者に配慮されたまちづくり、国際交流

今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向

～ゴールドプラン21～

高齢者の保健福祉サービスについては、これまで、「新・高齢者保健福祉推進10か年戦略（新ゴールドプラン）」（平成6年12月大蔵・厚生・自治3大臣合意）に基づき着実にその推進を図ってきたところであるが、新ゴールドプランは、平成11年度でその期間を終了することとなった。

平成12年（2000年）には、我が国の高齢化率が世界最高の水準に達することが予想されるとともに、平成12年度から介護保険法が施行され、また、全国の地方公共団体において、老人保健福祉計画と介護保険事業計画が一体的に作成されるなど、我が国の高齢者保健福祉施策は、新たな段階を迎えようとしている。

こうした状況に的確に対応し、高齢者保健福祉施策の一層の充実を図るため、介護サービス基盤の整備を含む総合的なプランを新たに策定する。

1. プランの基本方向

(基本的な目標)

プランは、明るく活力ある高齢社会を実現するため、次のように4つの柱を基本的な目標として掲げ、その実現に向けて施策を展開する。

- I 活力ある高齢者像の構築
- II 高齢者の尊厳の確保と自立支援
- III 支え合う地域社会の形成
- IV 利用者から信頼される介護サービスの確立

I 活力ある高齢者像の構築

「高齢者の世紀」である21世紀を迎えるに当たり、明るく活力ある社会を築き上げていくことが大きな課題となっている。その鍵は、今後大きな割合を占める高齢者が、社会において積極的な役割を果たしていくことである。高齢者は身体面及び経済面で「社会的弱者」と見なされがちであるが、実際には高齢者の多くは元気で社会的にも十分活躍できる方であり、このような「老人＝弱者イメージ」を打破し、できる限り多くの高齢者が健康で生きがいをもって社会参加できるよう総合的に支援し、「活力ある高齢者像」を社会全体で構築していくことを目指す。

II 高齢者の尊厳の確保と自立支援

健康づくりや介護予防に努めても、高齢化の進行に伴い要介護の高齢者は毎年10万人ずつ増え続けることが予想されており、介護の問題は、老後生活の最大の不安要因となっている。高齢者や家族が安心して生活を送

れるようにするためには、こうした不安を解消し、家族が長期にわたる介護のために疲れ果てて崩壊することがないようにしていく必要がある。

このため、在宅福祉を基本理念として、必要な介護サービス基盤の整備を進めるとともに、介護サービスの質の確保には特に配慮する。これにより、高齢者が自らの意思に基づき、自立した生活を尊厳を持って送ることができ、家族介護者への支援が図られるような環境づくりを推進する。また、特に重要性が増している痴呆性高齢者への取組みを重点的に進める。

Ⅲ 支え合う地域社会の形成

すべての高齢者及び家族が住み慣れた地域で生きがいをもって暮らせるためには、地域において介護にとどまらず、生活全般にわたる支援体制を整備していく必要がある。このためには、人と人のつながりが希薄化する現代にあつて、高齢者を取り巻く地域社会が果たすべき「支え合い（共助）の役割」を評価し直すことが求められる。そのため、既に幾つかの市町村で取り組まれている、住民同士による支え合いのネットワーク（体制）づくりや地域活動の拠点づくり、市町村行政への住民参画など、支え合う地域社会の形成へ向けての取組みを積極的に支援するとともに、高齢者の居住や移動といった生活環境の整備を進め、福祉基盤の強化を図る。

Ⅳ 利用者から信頼される介護サービスの確立

介護保険法の実施に伴い、高齢者の介護サービス利用は従来の措置を中心とした仕組みから、契約による仕組みへと大きく変わる。この新たな仕組みが「利用者本位」の仕組みとして定着するためには、高齢者が介護サービスを適切に選択し、利用できるような環境づくりが重要となってくる。

このため、利用者保護の環境整備に万全を期す一方で、介護サービスを担う事業者の健全な発展を目指す。これにより、国民の介護サービスへの信頼性を確立するとともに、大きな可能性を秘めた成長分野として、雇用機会の創出にも資することに配慮しながら、介護関連事業の振興を図る。

(プランの期間)

介護保険事業計画及び保健事業第4次計画との整合性を踏まえ、プランの期間を平成12年度から平成16年度までの5か年とする。ただし、今後の老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直し等、状況の変化に応じて適宜見直すこととする。